

2022年2月22日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関 各位

(株)エネルギー・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

TEL：0120-957-706

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」の

### マスタ提供について

2022年2月17日付で厚生労働省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）」より、臨時的な診療報酬の取扱いに関するマスタの公表を2月18日に行うと案内されました。

これにより、ORCAの開発元である日本医師会ORCA管理機構より、マスタ提供を2月22日に行うとの連絡がありました。

#### 1. 提供されるマスタ

診療コード	名称	点数
113044350	二類感染症患者入院診療加算（電話等診療・臨取）（重点措置）	500点

#### 2. 算定要件について

重点措置を実施すべき期間とされた期間において、「まん延防止等重点措置」の対象区域の「診療・検査医療機関」もしくは「保健所から健康観察依頼受託している医師」が、自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、初・再診料を算定した場合、1日につき1回二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）が算定できます。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その66）のURL

下記URLよりご参照いただけます。

<https://eorca.sakura.ne.jp/doc/support/S20220222-01.pdf>

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。